

平成26年9月24日

亀山市議会議長 前田耕一様

提出者

議会運営委員会委員長 前田稔

議案の提出について

下記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、提出いたします。

記

- ・亀山市議会基本条例の一部改正について

委員会提出議案第9号

亀山市議会基本条例の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成26年9月24日提出

提出者

議会運営委員会委員長 前田 稔

亀山市議会議長 前田 耕一様

別紙

亀山市議会基本条例の一部を改正する条例

亀山市条例第 号

亀山市議会基本条例の一部を改正する条例

亀山市議会基本条例（平成22年亀山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第9条」に、「第8条」を「第10条」に、「第9条―第13条」を「第11条―第15条」に、「第14条」を「第16条」に、「第15条」を「第17条」に、「第16条―第18条」を「第18条―第20条」に、「第19条―第21条」を「第21条―第23条」に、「第22条、第23条」を「第24条・第25条」に、「第24条」を「第26条」に改める。

第24条を第26条とし、第9章中第23条を第25条とし、第22条を第24条とし、第8章中第21条を第23条とし、第20条を第22条とし、第19条を第21条とし、第7章中第18条を第20条とし、第17条を第19条とし、第16条を第18条とし、第6章中第15条を第17条とし、第5章中第14条を第16条とし、第4章中第13条を第15条とし、第9条から第12条までを2条ずつ繰り下げ、第3章中第8条を第10条とし、第2章中第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（議長の責務）

第6条 議長は、議会の代表者として、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的な議会運営を行わなければならない。

（委員長の責務）

第7条 委員会の委員長は、委員会において、中立かつ公正な立場で職務を遂行しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。